

議第三百二十一号

令和二年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和二年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金二、五五二、一三五、九一〇円を次のとおり処分するものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 一 資本金への組入れ    | 一、四七九、〇〇四、〇五二円 |
| 二 減債積立金の積立て   | 五六九、八七六、一一六円   |
| 三 建設改良積立金の積立て | 五〇三、二五五、七四二円   |